大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更 した旨届出があった。

平成27年5月8日

県南広域振興局長 堀 江 淳

## 1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 DCMホーマック株式会社
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 DCMホーマック北上藤沢店 北上市藤沢20地割36番地1ほか
- (3) 変更した事項
  - ア 大規模小売店舗の名称
  - イ 大規模小売店舗を設置する者の名称
  - ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称
- (4) 変更の年月日 平成27年3月1日
- (5) 変更の理由
  - ア 店舗の名称変更のため
  - イ 設置者の名称変更のため
  - ウ 小売業者の名称変更のため
- 2 届出年月日 平成27年4月13日
- 3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所